省　令

○総務省令第百十六号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第四項の規定に基づき、公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令

公営競技に係る納付金の納付に関する規則（昭和四十五年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）附則第七条第二項の規定により還付された」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）附則第七条第二項の規定により還付された金額

二　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十七条第四項の規定により還付された金額

三　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十一条第四項の規定により還付された金額

附則第二条第二項第一号中「（昭和二十三年法律第二百九号）」を削り、同項第二号中「（昭和二十五年法律第二百八号）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の公営競技に係る納付金の納付に関する規則の規定は、平成二十五年四月一日以後に行われる公営競技に係る地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の二の規定により納付すべき納付金について適用し、同日前に行われた公営競技に係る同条の規定により納付すべき納付金については、なお従前の例による。

○総務省令第百十七号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第三項の規定に基づき、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等の一部を改正する省令

（収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部改正）

第一条　収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「百分の三・一五」を「百分の三・二四」に改める。

（雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令の一部改正）

第二条　雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「百分の五・二五」を「百分の五・四」に改める。

（特許印紙の売りさばきに関する省令の一部改正）

第三条　特許印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「百分の三・一五」を「百分の三・二四」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十六年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定による改正後の雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。

第四条　第三条の規定による改正後の特許印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。

○法務省令第二十九号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第五十三条第一項及び第二項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条の規定に基づき、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の見出しを「（特別遵守事項の取消し等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

保護観察所の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第五十三条第一項の規定による特別遵守事項の取消し又は同条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申出をするものとする。

一　特別遵守事項（法第五十一条（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）第二項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）について、保護観察対象者の遵守の意欲及び態度、遵守していると認める期間その他の遵守の状況並びに指導監督の状況等を考慮し、これを取り消しても、必要な指導監督を行うことについて支障がなく、保護観察対象者が健全な生活態度を保持することができると認めるとき。

二　前号に規定する場合のほか、特別遵守事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要とは認められなくなったとき。

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「、第二項又は第四項」を「又は第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

遵守すべき期間が定められている特別遵守事項について当該期間が満了したときその他その性質上一定の事実が生ずるまでの間遵守すべきこととされる特別遵守事項について当該事実が生じたときも、同様とする。

第五十二条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第六十四条中「第五十二条第六項」を「第五十二条第五項」に改める。

附則第二条第四項の表第六十四条第一項の項の中欄及び同表第六十四条第二項の項の中欄中「第五十二条第六項」を「第五十二条第五項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年十二月二十日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一七―〇―一〇九

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表財務省の部財務事務所出張所の項中「筑波出張所」を削る。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「労働紛争処理業務室長」を「労働紛争処理業務室長　国際企画官　健康危機管理・災害対策室長」に、「臓器移植対策室長」を「移植医療対策推進室長」に、「外国人研修推進室長」を「外国人研修推進室長　少子化対策企画室長」に、「子ども手当管理室長」を「児童手当管理室長」に改め、「保険システム高度化推進室長」、「国際企画官　健康危機管理対策室長」及び「少子化対策企画室長」を削り、「調査資料室長」を「調査資料室長　保険システム高度化推進室長」に改める。